

熊本県公告第608号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成16年7月13日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社有馬木工所
牛深市牛深町1530-8
代表取締役 有馬 義貞
熊本県知事許可（般-11）第10858号
 - (2) 上田トレーディング
牛深市久玉町687
代表者 上田 忠勝
熊本県知事許可（般-12）第12879号
 - (3) 有限会社長峯建設
牛深市牛深町3185-6
代表取締役 長峯 理一
熊本県知事許可（般-12）第00686号
 - (4) 有限会社尾崎建設
本渡市北浜町2670-38
代表取締役 尾崎 幸光
熊本県知事許可（般-12）第08025号
 - (5) 川口建設株式会社
上天草市大矢野町中11284-1
代表取締役 川口 宗人
熊本県知事許可（般特-14）第01157号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在が確知ができず、その旨の平成16年6月4日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項に該当すると認められる。

熊本県公告第609号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第1項第1号の規定により、次のとおり地方卸売市場の休止及び卸売業務の休止の届出があったので、同条例第37条の規定により公告する。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の休止
 - (1) 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場川尻中央青果株式会社
熊本市川尻二丁目1番3号
 - (2) 休止期間
平成16年6月30日から平成18年6月29日まで
- 2 地方卸売市場における卸売業務の休止
 - (1) 卸売業者の名称及び所在地
川尻中央青果株式会社
熊本市川尻二丁目1番3号
 - (2) 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場川尻中央青果株式会社
熊本市川尻二丁目1番3号
 - (3) 休止期間
平成16年6月30日から平成18年6月29日まで

熊本県公告第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字宗玄野2988番4、同2988番5、同2988番13の一部及び同

2988 番 29

3,812.07 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町須屋 2022 番 2
有限会社辻不動産

熊本県公告第 611 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 阿蘇郡阿蘇町大字内牧 475 番地の 1
- 2 築造者の氏名 成瀬廣
- 3 道路の位置 阿蘇郡阿蘇町大字内牧字浜川 760 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 27.20 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 6 月 29 日
- 7 指定番号 阿蘇企調第 5 号

熊本県公告第 612 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市良町五丁目 11 番 50 号
- 2 築造者の氏名 高木学
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字塚原字北宮下 110 番 4 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 83.80 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 6 月 30 日
- 7 指定番号 宇城景建第 66 号

登載依頼**熊会公告第 381 号**

役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成 16 年 7 月 21 日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達役務及び数量
交通規制広報チラシの朝刊新聞折り込み 565,960 部
 - (2) 調達役務の内容等
平成 16 年 8 月 22 日（日曜日）の朝刊新聞に上記チラシを折り込むこと。新聞名・販売店及び折り込み部数については入札説明書のとおり。
 - (3) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者、又は申立てをなされた者にあつては、当該申立に係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者、又は申立てをなされた者にあつては、当該申立に係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 4の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日熊本県告示第811号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き3年以上営んでいること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部会計課(県庁警察棟4階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 2242 ~ 2244
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり。
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成16年7月21日(水曜日)から平成16年8月4日(水曜日)までの日(県の休日を除く。)の午前9時30分から午後6時15分までとする。
イ 交付場所
3に記載のとおり。
- (3) 競争入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成16年8月6日(金曜日)午後1時30分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201会議室(県庁警察棟2階)
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、入札保証金を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、4の(1)に記載の場所に入札日の前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)に記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあつては入札保証保険証券を、イの場合にあつては履行証明書を、平成16年8月5日(木曜日)午前中までに4の(1)に記載する場所に提出すること。
- (3) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (4) 最低制限価格
設定しない。
- (5) 契約の締結
ア 契約書の作成の要否
要する。
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(そ